

監査報告書

地方独立行政法人長野市民病院

理事長 池田 宇一 様

私監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院の平成29年4月1日から平成30年3月31日まで第1期事業年度の業務及び会計について監査を行いました。その結果について、以下の通り報告致します。

1 監事監査方法の概要

私監事は、地方独立行政法人長野市民病院監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等から業務の報告を聴取し、必要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関しては、上記の監査の方法の他、必要に応じて理事等から報告を求め、当該事項の状況を調査致しました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状態を正しく示しているものと認めます。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類(案)は、法令等に適合し、且つ、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 決算報告書は、法令に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実はありません。なお、理事と法人間の利益相反行為、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても理事の義務違反は認められませんでした。

平成30年6月20日

地方独立行政法人長野市民病院

監事

堀越倫世

監事

志澤正晴